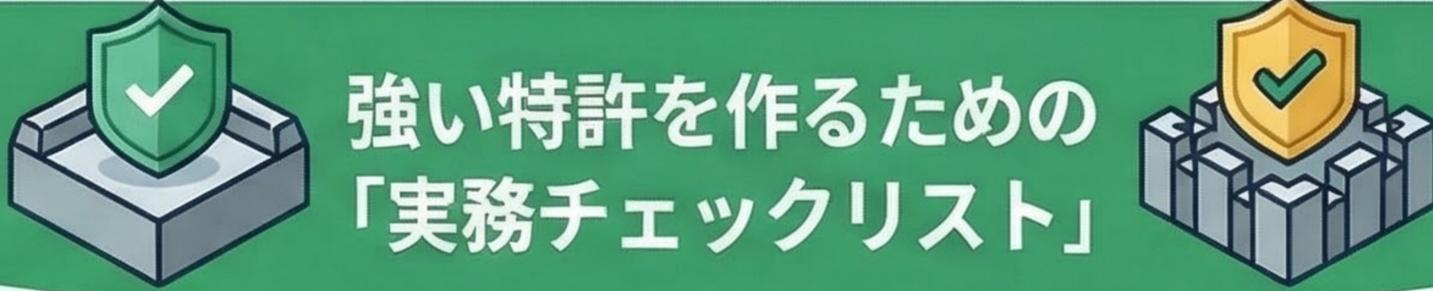


# パラメータ特許の成否を分ける「測定方法」記載の急所：判例から学ぶ実務戦略



測定方法の不備が招く「2つの致命的リスク」



強い特許を作るための「実務チェックリスト」



**明確性違反による特許の「無効リスク」**  
測定方法が一義的に確定できず、数値が有意に変わる場合は明確性違反（標知）に直結します。



**侵害訴訟での「非充足（敗訴）」リスク**  
方法が複数あり得る場合、裁判所は「全ての方法で数値を満たさない限り侵害ではない」と判断します。



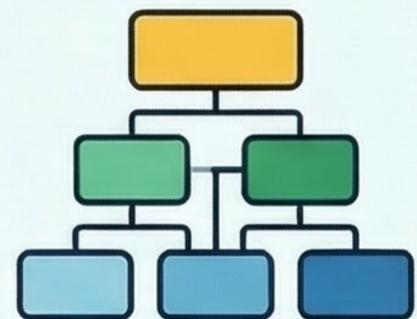
**海外（特に欧州）での「拒絶リスク」**  
EPOでは原則として測定方法がクレーム内に完結していることが決められ、日本より厳格です。



**測定条件と計算定義の「完全固定」**  
装置、温温度、前処理、計算式（平均・標準偏差の定義）を明細書で一義的に確定させます。



**実施例での「再現性」の担保**  
サンプルの採取位置や研磨方法など、後から足せない詳細な手順を実施例に盛り込みます。



**国際出願を見据えた「クレームの階層化」**  
広い独立項を維持しつつ、測定方法を明記した従属項を用意して各国の運用差を吸収します。



## 測定方法の不備が判断に影響した代表的な日本判例の要約

判例名 (対象)	判断のポイント	結果
防眩フィルム事件	明細書の具体的指針により当業者が測定条件を理解可能	✔ 有効 (明確性維持)
内部ヘイズ事件	測定手順が複数の解釈を持ち、一義的に定まらない	✘ 無効 (明確性違反)
マルチツール事件	測定法が複数ある場合、全方法で充足しない限り侵害を認めない	? 非充足 (権利範囲の限定)